

京都市告示第363号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成26年10月31日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
西上之段公園	北区上賀茂西上之段町20-3他	告示の日

(建設局北部みどり管理事務所)